

四日市市告示第313号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年3月27日三重県条例第7号）第72条の4第2項に基づき、次のように告示する。

令和2年5月12日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

J S R株式会社四日市工場敷地における地下水汚染について

2 発表内容

令和2年5月11日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、J S R株式会社（東京都港区東新橋一丁目9番2号 代表取締役社長 川橋信夫）から同社四日市工場敷地（四日市市川尻町100番地）において、ベンゼンによる地下水汚染が発見された旨の届出がありました。

届出によると、同社は、構内で新プラントの建設工事を行うにあたり、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第1項の規定に基づき地歴調査を行い、過去に工場敷地内で使用履歴のある有害物質を対象に、工事予定地（約1,200㎡）において、自主的に土壌及び地下水調査を実施しました。調査の結果、工事予定地内の井戸で、ベンゼンが地下水基準を超過しました。（基準超過地点は別紙参照）

工事予定地では、ベンゼンの使用等の履歴はないことから、汚染原因については不明です。

なお、地下水下流側の工場敷地境界付近の既設観測井戸2ヵ所で、地下水調査を実施したところ、いずれの地点でもベンゼンの検出がなかったことから、周辺環境への影響はないと考えられます。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

地下水調査結果

物質名	検出濃度 (地下水基準の倍数)	地下水基準
ベンゼン	0.11mg/L (11倍)	0.01mg/L

※ 同時に実施した土壌調査については、基準超過はありませんでした。

### 3 対応方針

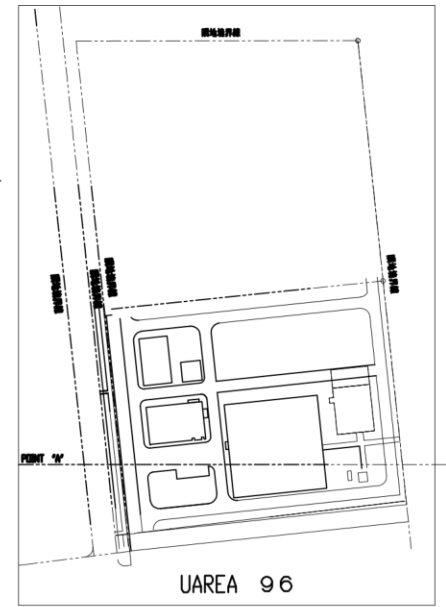
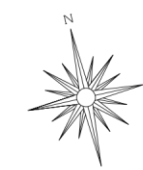
- (1) 5月13日、現地への立入調査を実施します。
- (2) 地下水下流側の敷地境界付近での地下水モニタリングを指示しました。

(環境部環境保全課)

# JSR株式会社 四日市工場(全体図)



○ 汚染発見の場所





A94敷地境界観測井戸 地下水

物質名	ベンゼン
分析値	ND (<0.001mg/L)

エリア67モニタリング井戸 地下水

物質名	ベンゼン
分析値	ND (<0.001mg/L)

 調査対象地 (土地の形質変更予定地)  
面積: 1,234.9m<sup>2</sup>

 地下水調査地点

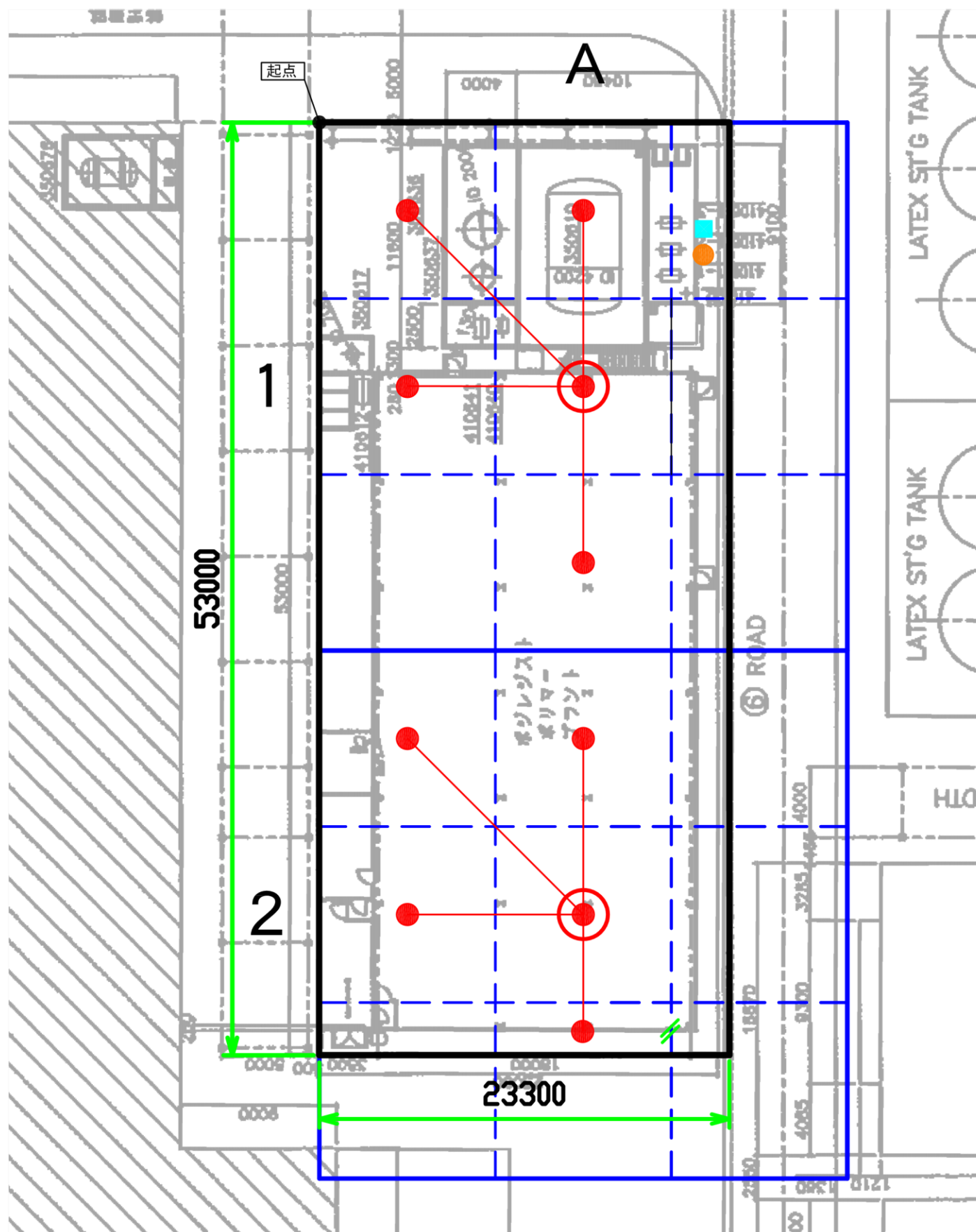
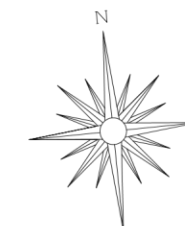
A-6P形質変更境界井戸 地下水

物質名	ベンゼン
分析値	0.11mg/L

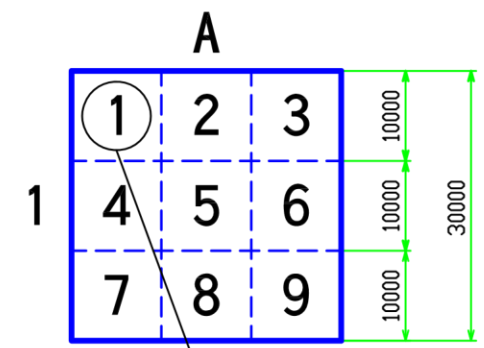
(地下水基準値 0.01mg/L)



調査地点位置図(工場全域)



30m 格子内採取地点番号



地点名 (例) A1-1

- 土地の形質変更予定地範囲 (面積:1,234.9㎡)
- 土壌ガス調査地点
- 表層土壌調査地点 (5地点混合法)
- 地下水調査地点
- 追加土壌調査地点 (深度方向調査)
- // 統合区画

地下水

物質名	分析値
ベンゼン	0.11mg/L

(地下水基準値:0.01mg/L)

A1-3区画 土壌 (深度方向調査)

物質名	ベンゼン (単位: mg/L)
調査深度	
GL-1.0m	<0.001
GL-2.0m	<0.001

(土壌溶出量基準値:0.01mg/L)

※土壌調査 (土壌ガス調査、表層土壌調査) 及び追加調査したA1-3区画土壌 (深さ1.0m,2.0m) において、全検体とも基準値適合であった。

調査地点位置図